

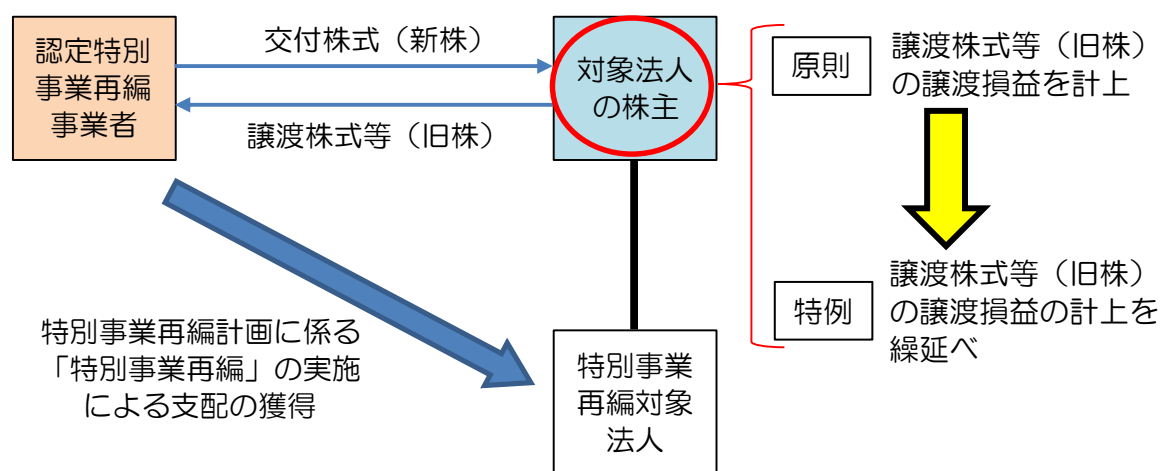
Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

1 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が、改正産業競争力強化法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた法人の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人（以下「特別事業再編対象法人」といいます。）の株式等を譲渡し、その認定を受けた法人の株式の交付を受けた場合には、その譲渡に係る対価の額は、その譲渡に係る原価の額とし、その特別事業再編対象法人の株式等の譲渡損益の計上を繰り延べることとされました（措法 66 の 2 の 2 ①）。

《イメージ図》



(1) 特別事業再編

本制度の特別事業再編とは、産業競争力強化法第 2 条第 11 項に規定する事業再編のうち、事業者が、その事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式等を取得する一定のものをいいます（産業競争力強化法 2 ⑫）。

また、本制度の特別事業再編計画とは、特別事業再編に関する計画をいい（産業競争力強化法 25 ①）、認定特別事業再編事業者とは、改正産業競争力強化法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にその特別事業再編計画の認定を受けた法人をいいます（措法 66 の 2 の 2 ①）。

(2) 交付株式及び譲渡株式等

本制度の交付株式とは、法人が認定特別事業再編事業者の行った特別事業再編により交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式をいい、譲渡株式等とは、その特別事業再編により譲渡した特別事業再編対象法人の株式等をいいます（措令 39 の 10 の 3 ①一）。

(3) 特別事業再編対象法人の株主の課税関係

特別事業再編対象法人の株主の法人税法等の適用については、次のとおりとされました。

イ 交付株式の取得価額については、譲渡株式等の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とすることとされました（措令 39 の 10 の 3 ①一）。

ロ 譲渡株式等が売買目的有価証券とされていた場合には、交付株式を売買目的有価証券とすることとされました（措令 39 の 10 の 3 ①二）。

(4) 認定特別事業再編事業者の課税関係

認定特別事業再編事業者の法人税法等の適用については、次のとおりとされました。

イ 特別事業再編により取得した譲渡株式等の取得価額は、次表に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次表に定める金額とされました（措令39の10の3②一）。

区 分	金 額
特別事業再編計画に係る認定の日において株主等の数が <u>50 人未満</u> である特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得をした場合	その特別事業再編対象法人の株主等が有していたその譲渡株式等のその取得の直前における帳簿価額に相当する金額
特別事業再編計画に係る認定の日において株主等の数が <u>50 人以上</u> である特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得をした場合	その特別事業再編対象法人の前期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含みます。）の帳簿価額を減算した金額に相当する金額にその特別事業再編対象法人のその取得の日における発行済株式又は出資の総数又は総額のうちにその取得をしたその譲渡株式等の数又は金額の占める割合を乗ずる方法等の一定の方法により計算した金額

ロ 交付株式の交付に係る増加資本金等の額は、特別事業再編により移転を受けた特別事業再編対象法人の譲渡株式等の取得価額とされました（措令39の10の3②二）。

ハ 認定特別事業再編事業者が交付株式の交付の直後に2以上の種類の株式を発行している場合には、次の算式により計算した金額を、その種類の株式に係る種類資本金額に加算することとされました（措令39の10の3②三）。

（算 式）

$$\text{種類資本金額} \\ \text{の加算額} = \frac{\text{上記ロの金額}}{\text{交付株式の交付の} \\ \text{直後の価額の合計額}} \times \text{交付株式のうち種類株式の} \\ \text{その交付の直後の価額の合計額}$$

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の86）。

〔施行時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十三ロ）。

なお、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案は平成30年4月27日現在、国会において審議中です。

2 その他

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64④⑤、68の70③④、改正法附則97①、114①）	○ 収用等に係る買取者等から交付を受ける買取り等に係る土地収用証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措令39②、39の99⑧、改正措令附則28①、41）	○ 上記の土地収用証明書等について、期中における適格分割等により代替資産の移転をした場合の規定の適用を受けるとき等についても、税務署長へ提出することに代えて保存することとされました。	平30.4.1以後に行われる適格分割等について適用され、同日前に行われた適格分割等に

改正事項	改正の内容	適用時期等
		については、従来どおり適用されます。
(2) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2㉓、68の71㉔、措令39㉕、39の99㉖、改正法附則97①、114①、改正措令附則28①、41）	○ 上記(1)と同様の改正が行われました。	上記(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65③④、68の72③④、改正法附則97①、114①） (措令39の2⑨、39の100⑦、改正措令附則28①、41)	○ 換地処分等に係る事業施行者等から交付を受ける買取り等に係る土地収用証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。 ○ 上記の土地収用証明書等について、期中における適格分割等により交換取得資産の移転をした場合の規定の適用を受けるときについても、税務署長へ提出することに代えて保存することとされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 平30. 4. 1以後に行われる適格分割等について適用され、同日前に行われた適格分割等については、従来どおり適用されます。
(4) 収用換地等の場合の所得の特別控除（措法65の2④⑤、68の73④⑤、改正法附則97①、114①） (沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令63の3、63の4、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令附則1、2)	○ 収用換地等に係る公共事業施行者から交付を受ける買取り等に係る証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。 ○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の5,000万円特別控除の適用を受ける場合に、その譲渡に係る公共事業施行者から交付を受ける買取り等に係る証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上
(5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3④⑤、68の74④⑤、改正法附則97①、114①）	○ 土地等の譲渡に係る事業施行者から交付を受ける買取証明書等について、確定申告書等への添付要件に代えて保存要件とされました。	平30. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4⑤、68の75⑤、改正法附則97①、114①）	○ 上記(5)と同様の改正が行われました。	上記(5)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①三、68の75①)	○ 特定の民間住宅地造成事業等のために土地等が買い取られる場合の適用期限が平成32年12月31日まで3年延長されました。	—
(7) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措令39の6②、改正措令附則1十二イ、28②)	○ 対象となる農地について、農地法の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平30.4.27現在審議中)の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(旧措法65の11、68の82、旧措令39の9、39の108、旧措規22の9、22の71、改正法附則97②、114②)	○ 本制度は、廃止されました。	平30.4.1前に行った土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例(旧措法65の12、68の83、旧措令39の9、39の108、旧措規22の9、22の71、改正法附則97②、114②)	○ 本制度は、廃止されました。	同上